平成27年6月甲良町議会定例会会議録

平成27年6月15日(月曜日)

◎本日の会議に付した事件 (議事日程)

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案第40号 甲良町税条例の一部を改正する条例

第3 議案第41号 平成27年度甲良町一般会計補正予算(第1号)

第4 意見書第1号 「安全保障法制」に関わる意見書(案)

第5 議員派遣について

第6 委員会の閉会中における継続審査および調査について

第7 諸般の報告

◎会議に出席した議員(12名)

	1番	Щ	田	裕	康	2番	阪	東	佐智	男男
	3 番	野	瀬	欣	廣	4番	西	JII	誠	
	5番	濱	野	圭	市	6番	丸	Щ	光	雄
	7番	木	村		修	8番	藤	堂		彦
	9番	丸	Щ	恵	_	10番	金	澤		博
1	1番	西	澤	伸	明	12番	建	部	孝	夫

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町	長	北	JII	豊	昭	教育	新	長	堀	内	光	三
総務訓	果 長	中	JII	愛	博	教育	次士	長	Щ	本		昇
税務割	果 長	上	田	和	光	産 業	課亅	長	若	林	嘉	昭
住民談	果長	Щ	田	禎	夫	建設水	道課:	長	北	坂		仁
総務課	参事	宮	JII	哲	郎	学校教	育課:	長	藤	村	善	信
企画監理	課長	中	Ш	雅	博	社会教	育課:	長	JII	嶋	幸	泰
人権訓	果長	陌	間		守	会計管	管理を	者	寺	Ш	貴仁	美力
保健福祉	課長	米	田	志伊	- 子							

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 陌間 忍 書 記 山崎志保美

(午前9時15分 開会)

○建部議長 ただいまの出席議員数は12人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成27年6月甲良町議会定例会第2日 目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8番 藤堂議員および9番 丸山恵二議員を指名 いたします。

次に、日程第2 議案第40号を議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

西澤議員。

〇西澤議員 11番、西澤です。

今回の条例は、年金情報125万件流出の問題でクローズアップされたマイナンバー制度と一部関連をしていることから、いったん撤回すべきだと考えます。マイナンバー制度は、もともと個人情報を一元的に国が管理しようとするもので、国民支配の強化の一環であり、反対世論の大きなものであります。情報流出問題で、個人情報の一元管理の危険性が改めて浮き彫りになりました。つまり、標的にされれば必ず漏れることを示したものであります。しかも安倍内閣は、この危険性の検証も除去対策も明らかにしないうちに、預金口座や健康診断記録など、これを結びつける法案まで提出をして、今、審議中です。その上、カルテ、医療報酬明細書、つまりレセプトなどの医療情報、戸籍、旅券、自動車登録などにも次々と拡大する方針を明らかにしているものです。

以上の理由から、反対討論といたします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第40号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(替成者起立)

〇建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第40号は可決されました。

次に、日程第3 議案第41号を議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

西澤議員。

〇西澤議員 11番 西澤です。

この補正予算の中にある土地利用計画作成支援業務委託280万円は、大林組から寄付を受けた土地の利用計画にかかわるものだとの説明がありました。この寄付が宝の山になるのか、それとも、町にとって大きなお荷物、負担となってゆく、つまり、維持管理の経費などですが、このことが不安がつきまとってきます。今は既に寄付を受けてしまっている段階ですので、町民合意を図ること、そして何よりも、何のために大林組から広大な山林を寄付してもらったのか、町はどのように活用したいのか。利用計画を外部に委託する以前に、町が責任を持って明らかにしなければなりません。その方向が明らかにされていないと考えます。

もう1つは、人口減少問題への対応と、町民の暮らし、農業を含む営業の支援の強化です。ふるさと納税制度で広がった甲良町への注目度を定着させることと、これをまちおこし、農業所得の応援に結びつけるいいチャンスを活かす計画が必要です。具体的には、暴落する米価をふるさと納税でいただいた支援金を有効に活用し、下支えすることです。人口減少問題では、子育て支援の充実が定着した教訓であることから、出産祝金、保育料、修学旅行、給食費、妊婦健診など、子育てにかかわる支援策を一つ一進めることがとりわけ重要です。補正予算にはそのような方向性が示されるべきであることを申し上げまして、反対討論といたします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第41号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第41号は可決されました。

次に、日程第4 意見書第1号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 意見書第1号 「安全保障法制」に関わる意見書(案)

地方自治法第112条および会議規則14条の規定に基づき、上記の議案を 提出する。 平成27年6月15日。

甲良町議会議長様。

提出者、甲良町議会議員、西澤議員。

賛成者、同じく藤堂議員、丸山光雄議員。

〇建部議長 本意見書については、西澤議員から提出されておりますので、西澤議員から提案説明を求めます。

西澤議員。

〇西澤議員 提出されています文案を読み上げさせていただきます。その後、補 足説明をさせていただくことにいたします。

「安全保障法制」に関わる意見書(案)。

現在、国会で審議されている「国際平和支援法案」と「平和安全整備法案」 (派兵法制・有事法制 1 0 本の改定一括法案) は、論議が進むにつれ、問題点 が浮き彫りとなっています。問題の根本には、戦後 7 0 年の国のあり方、安全 保障政策の大転換とも言える変更があるからだと考えます。自衛隊の基本性格 を専守防衛から、自国が攻撃を受けていなくても、武力にて相手国を攻撃でき る組織に転換してしまうことになります。

その上、3つの重大問題が明らかになっています。1つ、イラクでも戦闘地域に派兵することで、必ず戦死者が出る危険性が強まること。2つ、危険な治安維持に道を開き、民間人を殺傷するおそれが生じること。3つ、集団的自衛権で武力行使を可能にすることで、同盟国の起こす先制攻撃の戦争にも加担するおそれが高まること。さらに、武力行使の新3要件を定め、武力行使は限定的かのように装っていますが、その新3要件を満たしているかどうかの判断は時の政府の判断に委ねられ、歯どめとはならず、武力行使の範囲は無限定とならざるを得ません。

とにもかくにも戦争だけはしないと誓ってきた平和国家日本の戦後70年の 国是に大穴をあけ、歴代内閣が現憲法下では集団的自衛権行使の容認は認めら れないとしてきた判断を、一内閣の憲法解釈変更だけでこれらの法案制定を進 めることには容認できません。

とりわけ与野党が合意した参考人の憲法学者3人ともが、そろって本立法は 憲法違反に当たると意見表明した事実を重く受けとめるべきです。

戦争は、最大の人権侵害となります。私たち甲良町民が目指している人権尊重のまちづくりの精神を踏みにじるものであることからも許すことができません。

よって、次の事項を強く要請します。

一、「平和安全法制」関連法案は、慎重の上にも慎重審議を尽くし、決して 強行採決などは行わないこと。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月15日。

内閣総理大臣様。

甲良町議会議長 建部孝夫。

以上です。

つけ加えて申し上げますと、安倍内閣がこの法案はみずから撤回するか、それとも徹底審議の上、廃案しかないと私自身は考えています。

2つ目には、国民世論は8割以上の説明不足、今国会で強行するのは反対となっています。ちなみに、読売新聞、8日付の世論調査ですが、「十分に説明している」14%に対して、「そう思わない」が80%です。今国会成立反対が59%に上ります。共同通信社の世論調査は、「十分説明していると思わない」が81.4%です。テレビ朝日が、「廃案にすべきだ」と、「今の国会にこだわらず審議」を合わせて82%に上ります。

3つ目には、3人の著明な憲法学者が違憲を表明したことで、この立法その ものが違憲であるかどうかの焦点に移ってきました。

もう1つは、元自民党副総裁や元閣僚級の方々が、おとついだったと思いますが、新聞紙上にもトップ記事で扱う新聞もありましたし、小さく扱う記事もありましたが、全て載りました。武村正義氏らの会見であります。

そこで私は、1つ、武村正義氏が述べている全文を、記者会見の中で述べています、その一部分を紹介しますと、こういうことで武村さんは反対論を展開されています。国論を二分したままでの強行採決はするべきでない。安倍さんは70年続けてきた日本の平和主義をがらりと変えようとしている。海外で武力を行使しない。国が行使できる国へ。日本が海外で戦争に巻き込まれる危険性が格段に高まる。

2つ目に、国防の大黒柱としてきた専守防衛の基本姿勢が崩れていく。日本 は専守防衛を貫くことで世界の多くの国々から高い信頼を勝ち得てきた。また、 専守防衛こそが日本の最大の抑止力でもあったということで、歴代内閣の憲法 解釈、それから、アメリカの要請で戦争に加わってしまう危険性。それから、 今回の進め方についても武村さんは言及をされています。

そして、新しく平和を求めていく上で、3つの内容を武村さんは提案をされています。つまり、安全保障の確立、それから、世界平和の確立で3つの中身を提起をされておられます。

私は、最後に一致点を大切にしたいというように思っています。世論調査、 読売新聞の場合でも、それから共同通信の場合でも、8割を超える方々が、今 の国会で成立させることには非常に疑問がある。説明がされていない。中身が よくわからないうちに国のあり方そのもの、それから、自衛隊が海外に出かけ ていける、その歯どめをどうするか云々はいろいろありますが、そういう大転換がされること、それから、意見書(案)の中にもありますように、専守防衛が根本からひっくり返ってしまう。そのおそれは非常に国民の中に広がっています。そういう疑問に応えて、甲良町の場合はそれぞれの立場、いろんな政党の所属、あろうかと思います。しかし、今の国会で成立させないこと、最低限強行採決をして、こういう禍根を残さないようにという点で甲良町としての、小さな町でありますが、小さな町だからこそインパクトが私は大きいと考えます。

そういう点では、どの小さな町のニュースも全国紙に載ります。そういう点では、甲良町がまともな判断をした。議会がいろんな点があろうかと思いますけども、一致点を大切にしたということが思われる決議になりますように、議員諸氏の皆さんのご賛同をぜひともお願いを申し上げまして、提案にかえさせていただきます。

- **〇建部議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。 木村議員。
- ○木村議員 1点、お伺いしたいと思います。

昨今は、グローバルな視点で物事を考えなあかんかとは思うんですが、この安保、保障制度に関しまして常々思っておることが、例えば、私たちの日本の一番近いところで北朝鮮というのがあるわけですが、北朝鮮が核を持っておるということを聞いておりますが、核を使われたりしたときに、アメリカ軍が日本海でというふうに思うんですが、そこで戦っておるというときに、日本は何もできないからそれを静観しているということは、これはちょっとあかんのじゃないかなというふうに思うんですが、そこの見解を聞きたいと思います。

- 〇建部議長 西澤議員。
- ○西澤議員 木村議員の質問にお答えしたいと思います。

幾つかあろうかと思うんですが、大前提は、戦争によって、つまり反撃することによって北朝鮮が抱える根底的な問題、貧困や、それから国際社会に挑戦的な態度をずっと取り続けてきました。また、日本においては拉致問題があります。そういう根底的な問題が、ミサイルを撃ち込んで戦争を行って攻撃できるかという問題は、もう既にアフガニスタンとイラクで証明済みだと思うんですね。10年たっても貧困の問題や、争いのもとになったことが一向に解決しないまま進んでいます。そういう点では、ISの問題も非常に挑戦的で、危険な組織だと思いますけども、いろんな角度の報道がありますけども、空爆の効果が疑問視されるのが今出てきています。空爆によってそのことが、ISの力が本当に弱まっているのかという点では、全く弱まっていないというのが実際に襲撃をされたり、それから、ある地域を占領する。それから、占領した住民

を恐怖政治で囲い込む。こういうことがずっと続いているわけで、そういう点では、その根本になった問題を、国際紛争があるわけですけども、戦争によって解決する。ミサイルを撃ち込んで、攻撃によって解決するというのは、もうやめとこまいかというのが世界の大きな流れだというように思うんです。

そういう点では、アメリカがそのことを十分考えないまま空爆をする、それから、ある国を危険国家として攻撃を開始するということが国際社会の中で孤立をしてきていると思います。日本が静観をしているか。つまり、アメリカが攻撃をしかけたことそのものを、やっぱり国際社会が、そういうことはよくないということで発信をしているんですね。国連の決議、ちょうどイラクの戦争を開始するときの国連の総会の各国の討論がありました。深夜にわたって、1時、2時、3時まで続いたんですけども、たまたま車のラジオを聞いていましたので、国際放送で流れました。やはりぎりまで各国がアメリカの攻撃をするべきでないというやつで討論してたんですね。だけども、見切り発車で攻撃を開始しました。そのときに日本が、あきまへんでというてアメリカに言わへんのですよね。そういう点では理解を示してきたと思います。

ですから、北朝鮮の乱暴な問題は、私も、日本共産党としても、ああいう態度そのものを改めさせる。国際包囲を続けていかねばならないという点では思っています。同時に、軍事力を強化して、また、誰かがアメリカ、ないしはその他の国が攻め入って、日本も参戦して北朝鮮をやっつけるということで解決するのかという問題があります。ですから私は、憲法9条がある。憲法9条は、単に9条という形だけじゃなくて、国際紛争の手段としてこれを行使しない不戦の役割をしっかり担っていますし、世界でもそのことを、憲法9条のような内容の憲法をつくろうじゃないかということで各国の人民、その国の人々ですね、その方が動いておられますし、発信をされています。そういう中で、その見本としている日本がそのことをがらりと変えてしまって戦争に参加しまった。ということでメッセージを送る。法整備もそういうことにしてしまう。自衛隊の危険もそういう方向で行っていいのかという点では、やはり誰もが疑問を持っていることですし、そのことはまず歯どめをしながら国民的な論議を進めていく必要があると思います。

ちなみに、3人の憲法学者の引用をしましたが、3人ともが改憲論者なんですね。憲法は改正すべきだと思っておられる方、小林節さんも、憲法は今の時代に合わせて変えるべきだと思っておられます。9条についても変えるべきだというて論文を出しておられますし、だけども、9条があるままで自衛隊を海外に派兵すること、送り出すというのはとても危険だと。丸腰で行くのと同じだというのを言われていますので、そういう点では、北朝鮮、それから韓国もそうですし、中国の進出問題も国際的にはやっぱり無視ができないところです

し、そういう武力によって、武力を背景にした解決をしていくというのは、国際社会でやっぱり孤立する、少数になる、そして閉じ込めていくという流れをぜひとも、この日本だからこそできるんじゃないかというように思いますので、戦禍を受けてきた日本国民だからこそできることですので、そういう点ではこの内容を提案させてもらった1つです。

○建部議長 ほかに質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

藤堂議員。

○藤堂議員 賛成者の1人として一言申し上げたいと思います。

この法案によってすぐ戦争に始まるという、なるというようなことではないと思いますけども、私も戦中生まれ、昭和16年生まれですので、終戦、まだ5つ、5歳のときに親が田んぼで働いている、その昼弁当を姉と2人で家から運ぶときに、たしか4機か5機の飛行機ですね、B29かな、その途中で飛んで、尼子の宮さんの森の中へ隠れた。そんな悲惨なことが起きてはあかんと。ならんという思いで、今、賛成させてもうたわけでございますけども、世界の子どもたちにそんなことをさせてはいけない。そんな思いでありますので、よろしくお願いします。

○建部議長 ほかに。

西川議員。

〇西川議員 4番 西川です。

民主党も安全保障法制の慎重審議を求める意見書(案)を出しておりますので、読み上げて賛成討論としたいと思います。

政府は、集団的自衛権の行使を容認する内容を含んだ安全保障関連法案を提出しました。安倍総理大臣は、法案を提出する前から国会での法改正を成立させると表明したばかりでなく、自衛隊法、周辺事態法、国際平和協力法(PKO法)等、本来はそれぞれ丁寧に審議すべき10本の改正案を1つに東ねて提出し、審議を簡略化しようとしています。戦後70年間、平和憲法のもと、我が国が貫いてきた海外で武力行使を行わないという原則を大きく転換しようとしているにもかかわらず、国民への丁寧な説明や、国会での徹底審議を避け、結論ありきで法改正を強行しようとする政府の姿勢は容認できません。

集団的自衛権の行使を認め、新3要件には歯どめがなく、我が国に直接武力 攻撃がなくても自衛隊による海外での武力行使を可能にします。新3要件は便 宜的、意図的であり、立憲主義に反した解釈変更です。政府が集団的自衛権を 行使して対応しなければならないとする事例は、蓋然性や切迫性に疑義があり、 集団的自衛権の必要性が認められません。したがって、専守防衛に徹する観点から、安倍政権が進める集団的自衛権は容認できません。

また、法案には、国際平和のために活動する多国軍の後方支援の拡大、現に 戦闘行為が行われている現場でない場所での活動の容認など、武力行使の一体 化につながりかねない内容が盛り込まれています。国際平和支援法案は、自衛 隊の海外派遣を国会が承認する期限を努力義務としており、国会審議を形骸化 させかねません。

政府は、憲法の平和主義、専守防衛の原則を堅持した上で、国民の生命、財産および我が国の領土、領海を確実に守る観点から、安全保障政策を構成する責任があります。政府には、安保法制に関する国民の疑問や不安を真摯に受けとめ、通常国会での改正、成立にこだわらず、国会での審議を慎重、かつ丁寧に進めるように要請します。

ということで、賛成討論とさせていただきます。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

木村議員。

- ○木村議員 今、西澤議員の説明にもございましたが、やはり今は憲法改正が先であると。それからのことであるというふうに思いますので、この意見書に賛成したいと思います。
- ○建部議長 ほかに。

丸山光雄議員。

〇丸山光雄議員 丸山です。

最近、テレビを見ていると、この問題でほとんど危機感の中で出てきます。 世論はこれだけ反対しているのに、約80%を超えてますね。にもかかわらず 強行しようとしている安倍総理。これはやっぱり国民を見ていないんじゃない かと思う。80%以上の国民が反対しているにもかかわらず強行しようとして いることは、断じてできないことで、この意見書に賛成します。

○建部議長 ほかに。

阪東議員。

○阪東議員 2番 阪東です。

基本的には、この意見書に対しては賛成したいと思います。その内容については、基本的には、やはり今の状態で24日に強行採決、また、会期の延長というふうな形のものに新聞紙上、出ているわけなんですけれども、やはりこういう大きな問題については、まずはやっぱり憲法、9条を含めて直していくというのが先決であり、要は、集団的自衛権というのは、国連でどの国でも認められていることなので、そういうような中でやっぱり今、9条に対して無理があるというふうなところで、これからいろんな形で、憲法学者、いろんな形が

あるんですけれど、やはり三権分立、いろんな形を審議しながら進めていく必要があろうと思います。

よって、この法案に関しては、十分に国民の理解を得て、慎重審議を尽くして決めていくというのが本当の考え方だと思うので、今回については、今の意見書については賛成をさせていただきたいと思います。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、意見書第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、意見書第1号は可決されました。

次に、日程第5 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第129条の規定によりまして、お手元に配布いたしておきました文書のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第6 委員会の閉会中における継続審査および調査についてを議題といたします。

会議規則第75条の規定によりまして、各委員長からお手元に配布いたして おきました文書のとおり、閉会中における継続審査および調査の申し出があり ました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第7 諸般の報告があります。

6月11日に開会されました総務民生常任委員会の内容について、西澤委員 長から報告があります。

西澤委員長。

○西澤総務民生常任委員長 文案を読み上げまして、報告にかえさせていただきます。

平成27年6月15日。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

総務民生常任委員会委員長 西澤伸明。

総務民生常任委員会協議報告書。

去る6月11日、本委員会において次のような協議を行いましたので、その概要を報告します。

1つ、協議事項。

人口減少問題について。

2つ、協議経過。

企画監理課よりこれまでの取り組み状況について説明を受けました。

1つは、平成26年度甲良町若者定住・移住支援プロジェクト委員会提案報告として、甲良町若者定住・移住支援策提案書について報告を受けました。

2つに、甲良町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部および推進委員会の設置要綱について報告がありました。

3つ目に、第1回総合戦略推進委員会(5月19日)に提出された会議資料 および推進委員会の意見の抜粋、甲良町の現状についての報告がありました。

4つに、平成27年4月以降の経過と今後のスケジュールについて、担当課から説明がありました。説明の後、続いて出席委員からそれぞれ質疑、意見、提案等の表明がありました。また、傍聴した議員からの意見表明を許可をいたしました。

表明のあった意見、提案などの概要は、以下のとおりであります。かなり省略をしていますので、よろしくお願いします。

1つは、人口減少対策で重要なのは、職場が近くにあること。企業誘致は町単独ではなく、近隣市町、定住自立圏で取り組むようにすべきだ。

次に、人口減少問題では、土壌づくりが重要であり、空き地・空き家・宅地対策などが重要ではないのか。

次に、移住よりも人口流出を防止することが重要だという指摘がありました。 次に、子育て年金制度を創設し、子どもを産み、育てられる支援制度が必要 だ。具体的な中身も提案がありました。

どの層を対象とした人口減少対策を行うか、年齢層を絞るべきでは。こういう意見もありました。

次に、推進本部・推進委員会と並行して、住民が人口減少問題を解決するためには何が必要か、自由に活発な議論ができる場、論議ができる場の設定が必要だという意見がありました。

以上を受けて、担当課は提出された意見、提案等を推進本部ならびに推進委員会に反映したいと表明がありました。

以上です。

甲良町が抱える人口減少問題は非常に深刻です。しかも国の施策ともリンクをします。また、逆に、国がそういう対策をとらない場合でも甲良町が施策を進めていくということも課題となりますので、引き続いて私たち委員会、また全員協議会なり、議会全体で取り組んでいく必要を申し上げまして、報告を終わらせていただきます。

- ○建部議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。 最後に、町長の挨拶があります。 町長。
- **〇北川町長** 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

6月の定例議会、6月4日開会で、本日までの12日間、大変ご苦労さんでございました。報告が2件、承認が9件、議案が2件、同意が1件ということで14件の議案提出をさせていただきました。全てご承認をいただきまして、大変ありがとうございました。

特に、承認9号については、専決処分をさせていただいた駐車場での接触事故、この件でもございました。議員の皆さんからいろいろとご意見もいただきました。次の課長会でもその話をさせていただこうというふうにも思っておりますが、職員がいろんな地域に出張もいたします。特に大津あたりは非常に交通量が多い、しかも狭い、そういうような中での出張でもございますので、できるだけ出張先に車をとめた場合、昼時になるということであれば、できるだけ徒歩で、歩いて食事ができる、そういう場所を選んでいただくというようなことで、食事のための移動に車を使うということになれば事故の発生率も高くなるというようなことから、そういうことを極力控えてもらう、そういう認識を持ってもらうような指導もしていきたいなというふうにも思っております。

いよいよ梅雨に入りまして、非常に蒸し暑い日が続いております。梅雨の蒸し暑さと同時に、梅雨が終われば真夏の、また猛暑がやってくるというようなことでもございます。議員各位におかれましても、こうした夏場もしっかりと水分補給をしながら、夏場を乗り切っていただくということが非常に大事かと思いますので、その点も皆さんさまざま、それぞれの立場でご活躍をいただきながらご留意もいただきたいというふうにも思います。

本日は、本当にご苦労さんでございました。

〇建部議長 これをもって、平成27年6月甲良町議会定例会を閉会いたします。 ご苦労さまでございました。

(午前9時56分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 建 部 孝 夫

署名議員藤堂一彦

署名議員丸山惠二